

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

計画期間

平成30年9月～平成37年3月まで

内容

① 育児休業制度・育児短時間制度等の周知徹底

対策 育児休業・育児短時間制度等に関する相談窓口を置く

② 院内保育所の充実

対策 院内保育所利用の子供に対して、給食制度の継続をする